



出張報告書

令和 5年 7月 14日

尼崎市議会議長 様

会派名 蒼風会  
代表者氏名 林 久博  
出張者氏名 林 久博、丸岡 鉄也

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和5年7月6日 1日間

2 結果の概要

用務先	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 総務省 ・公職選挙法改正の要望 2 参議院議員会館 ・尼崎市臨海部における地域課題についての要望
添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 活動報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 要望書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	備考

3 届出事項の変更等  なし  あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

<input checked="" type="checkbox"/> 精算額は、令和5年6月30日届け出た額(64,160円)と同一額である。  <input type="checkbox"/> 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)
---

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

	月	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

## 陳情・要望活動報告書

月 日：令和5年7月6日木曜日

場 所：総務省→10:30～11:00 参議院議員会館→11:15～11:45

要望先：松本剛明総務大臣、末松信介参議院議員

参加者：尼崎市議会 蒼風会 林 久博、丸岡 鉄也 2名

報告者：丸岡 鉄也

加田裕之参議院議員同席のもと、松本剛明総務大臣、末松信介参議院議員を訪問させていただき下記について要望をさせていただきました。

### 【松本大臣への要望事項】

#### ■公職選挙法改正の必要性について

⇒現職議員が禁固以上の有罪を受けても、刑の執行猶予が付けば、選挙権、被選挙権は失われず、辞職する必要はありません。

しかし、一般職の地方公務員は執行猶予が付いたとしても禁固以上の刑が確定すれば失職になります。この議員特権的な現規定の改正を要望させていただきました。

### 【末松信介参議院議員への要望事項】

#### ■尼崎市臨海部における地域課題について

- 1、尼崎西宮芦屋港における、RoRo 船ターミナル・ふ頭間連絡道路の早期整備
- 2、臨海東部における慢性的な渋滞の解消と、臨海西部の路上駐車トラックの更なる増加への対応
- 3、山手幹線の大阪方面への延伸の早期整備
- 4、夜間中学校（尼崎市立成良中学校琴城分校）への養護教諭の配置

以上

## 公職選挙法における禁固以上の有罪判決での 執行猶予がついた場合の法改正の必要性について

令和4年6月、本市議会日本維新の会に所属していた議員による政務活動費の不適切な取扱いが発覚しました。

こうした取扱いに加え同議員が本市議会での調査に対して非協力的であったことなどから、本市議会は同年6月28日の第7回市議会定例会最終日において辞職勧告決議を全会一致で可決し、更には、有印私文書偽造等の明らかな違法行為も見受けられたことから、同年8月5日に議会事務局が同議員を兵庫県警に告発しました。

こうした状況にあるにもかかわらず、同議員は辞職することなく、いまだに公職に在職し続けています。

現在捜査機関による捜査が続けられていると思料しますが、法曹関係者によると、仮に禁固以上の有罪となったとしても、初犯であり、刑の執行猶予がつく可能性が高いとの予想が出されています。

公職選挙法第11条第1項第3号の規定では、禁固以上の有罪を受けた者であっても刑の執行猶予がつけば、その選挙権及び被選挙権は失われず、議員を辞職する必要はなく、公職に在職し続けることは可能です。

しかしながら、公職に就く者には住民の模範として非常に高い倫理性や高潔性を求められることは言うまでもなく、先の通常国会で改正された地方自治法においても、第89条第3項において、新たに普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないと規定されました。

そもそも禁固以上の有罪判決が確定した者が刑の執行猶

予中であることから公職に在職し続ける事態は、議会の品位と名誉を著しく汚すものであるとともに、公職に対する有権者の信頼を損なうものです。

ましてや、地方公務員法第 28 条第 4 項及び第 16 条第 1 号の規定では、一般職の地方公務員は、刑の執行猶予がついたとしても、禁固以上の刑が確定した場合は失職することになっており、執行機関の監視を行い公務員以上の高い倫理性を求められる議員が、刑の執行猶予中であることをもって公職に在職し続けることは到底許されるものではありません。

加えて、有権者からは、現在だけでなく今後も同議員に対し報酬が支払い続けられる事態に批難の声が上がっており、更に、有罪判決が出た場合であっても、刑の執行猶予がつき、公職に在職し続けた場合には報酬が支払い続けられることに対し、より批難の声が高まることは必至です。

よって、国におかれては、禁固以上の有罪判決が確定し刑の執行猶予がついた場合も被選挙権の欠格事由とするよう、早急に公職選挙法を改正していただくよう強くお願いするものです。

令和 5 年 7 月 6 日

尼 崎 市 議 会

蒼 風 会 一 同